

○長門市創業支援事業費補助金交付要綱

(平成 27 年 7 月 1 日告示第 116 号)

改正 平成 30 年 4 月 1 日告示第 136 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内における中小企業者等の新たな事業の創出を促進し、本市の産業の活性化及び雇用の促進を図ることを目的として、市内において創業する者に対し、その創業に要する費用の一部を補助することについて、長門市補助金等の交付手続等に関する規則（平成 20 年長門市規則第 46 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が、新たに会社を設立し、事業を開始する場合

ウ 個人が、現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たな事業を開始する場合

エ 法人が、現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たな分野で事業を開始する場合

(2) 認定支援機関 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 113 条により認定された長門市創業支援事業計画に記載する認定連携創業支援事業者で、別表第 1 に掲げる機関・団体をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に居住し、かつ市内に事業所等を設け創業する個人又は法人で、平成 26 年度以降に創業した事業者とする。

(2) 市税を滞納していない者

(3) 許認可等が必要な業種の場合、既に当該許認可等を受けている者

- (4) 市から運営費相当の補助金が交付されている団体、市の指定管理を主たる業務とする団体、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する者でないこと。
- (5) 当該事業所において 3 年以上事業を継続して行う予定である者
- (6) 認定支援機関で実施する起業セミナーを受講した者
(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、創業に要する事業で、認定支援機関の支援を受けて創業計画書を作成し、金融機関からの資金調達が十分見込まれる事業で、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 日本標準産業分類（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類をいう。以下同じ。）に規定する業種のうち、別表第 2 に定める業種とする。
- (2) 前項の規定による対象業種以外の業種を含め、その他市長が特に創業に対する支援が必要と認めたもの

2 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- (1) 他の補助金の交付を受けている者。ただし、別表第 3 に掲げる運転資金費の補助を受けようとする場合において、国の創業・第二創業促進補助金の交付を受けた者は補助対象とする。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 12 号）第 2 条第 1 項各号（旅館業を除く。）又は同条第 5 項に該当する者
- (3) その他市長が補助金を交付するに不相当と認めたもの
(補助金の種類と額)

第 5 条 補助金の種類と額は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

2 市長は、別表第 3 に掲げる種類に応じ、毎年度予算の範囲内で補助金を交付することができる。

3 補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(補助対象経費)

第 6 条 補助対象経費は、補助対象事業に係る経費のうち、別表第 3 に定める項目の経費とする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 第 3 条及び第 4 条に規定されたすべての要件を満たす申請者は、長門市創業支援事業費補助金交付申請書(別記様式第 1 号)に別表第 4 の種類に応じた書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 複数年にわたり補助金の交付を受けようとする申請者は、各年度ごとに前項の規定による申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査のうえ、補助金を交付することが適当と認め、補助金の交付の決定をしたときは長門市創業支援事業費補助金交付決定通知書(別記様式第 2 号)により、補助金を交付することが適当でないとしたときは長門市創業支援事業費補助金不交付決定通知書(別記様式第 3 号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(事業内容の変更及び変更交付決定)

第 9 条 前条による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定を受けた後、事業の内容を変更しようとするときは、長門市創業支援事業費補助金変更交付申請書(別記様式第 4 号)に、変更しようとする内容が分かる書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、申請書類の内容を審査のうえ、交付決定額を変更する必要があると認めるときは、長門市創業支援事業費補助金変更交付決定通知書(別記様式第 5 号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、当該年度に係る補助対象事業が完了したときは、完了の日から 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、長門市創業支援事業費補助金実績報告書(別記様式第 6 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の収支決算が確認できる書類
- (2) 補助対象事業により整備した店舗、設備整備等が確認できる状況写真及び補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 国の創業・第二創業促進補助金の交付を受けている場合は、その補助内容及び補助金額が確認できる書類の写し
- (4) その他特に市長が必要と認める書類
(実地検査及び補助金額の確定)

第 11 条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、提出書類の内容審査を行い、必要と認めるときは実地検査を行うものとする。

- 2 市長は、前項の検査の結果、実施された補助対象事業の内容が適当であると認めるときは、補助金の交付額を確定し、長門市創業支援事業費補助金交付確定通知書（別記様式第 7 号）により補助事業者へ通知するものとする。
(補助金の請求及び交付)

第 12 条 補助事業者は、前条による補助金額の確定があったときは、速やかに長門市創業支援事業費補助金交付請求書（別記様式第 8 号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金の請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に補助事業者の指定する口座に振込む方法で補助金を交付するものとする。
- 3 市長は、概算払いにより補助金を交付する必要があると認めるときは、補助対象事業の支払い実績に応じて、第 8 条に規定による交付決定額の 100 分の 90 に相当する額を上限に、概算払いにより補助金を交付することができる。
(財産の管理及び処分)

第 13 条 補助事業者は、補助金の交付により取得した備品、設備等について、補助金の交付が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付があったときから 3 年間は、補助事業により設置した設備等を処分してはならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する事業年度の後 5 年間は、補助事業に係る費用の確認できる書類等を保存しなければならない。
(事業所の移転)

第 14 条 補助事業者は、補助金交付完了後 3 年間は事業所を市外に移転してはならない。

(補助金交付の取消)

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 当該補助金を補助対象事業以外又は補助対象経費以外に使用したとき。
- (2) 偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (3) 事業を開始した日から 3 年以上の事業継続が不可能となったとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、前条の規定のより補助金の交付決定を取り消した場合、既に補助金の交付がされているときは、補助事業者に対し期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日告示第 136 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

認定支援機関	長門商工会議所
	ながと大津商工会
	(株)山口銀行
	(株)西京銀行
	萩山口信用金庫

別表第 2(第 4 条関係)

補助対象とする業種

大分類	中分類	小分類
D－建設業	全部	全部
E－製造業	全部	全部
G－情報通 信業	全部	全部
H－運輸 業、郵便業	全部	全部
I－卸売 業、小売業	全部（61－無店舗小売業を除く。）	全部
J－金融 業、保険業	全部（64－貸金業、クレジット カード業等非預金信用機関 を除く。）	
K－不動産 業、物品賃 貸業	全部	全部
L－学術研 究、専門・ 技術サービ ス業	全部	全部
M－宿泊 業、飲食サ ービス業	全部（風俗営業等の規制及び 業務の適正化等に関する法律 第2条第1項各号（旅館業を 除く。）又は同条第5項に該 当する者を除く。）	全部
N－生活関 連サービ ス業、娯楽業	78－洗濯・理容・美容・浴場 業	全部
	79－その他の生活関連サービ ス業	全部
	80－娯楽業	800－管理、補助的経済活動を行う事 業所（80娯楽業）
O－教育、 学習支援業	全部	全部
P－医療、 福祉	83－医療業	全部
	85－社会保険・社会福祉・介 護事業	850－管理、補助的経済活動を行う事 業所（85社会保険・社会福祉・介護 事業）（小分類853児童福祉事業、8 54老人福祉・介護事業及び855障害 者福祉事業に係るものに限る。）
Q－複合サ ービス事業	全部	全部
R－サービ ス業（他に 分類されな いもの）	88－廃棄物処理業	全部
	89－自動車整備業	全部
	90－機械等修理業（別掲を除 く）	全部
	91－職業紹介・労働者派遣業	全部

	92-その他の事業サービス業	全部
	95-その他のサービス業	全部

別表第3(第4条、第5条、第6条関係)

補助金の種類と額、補助対象経費

種類	補助対象経費	補助対象期間	補助率	補助額(上限)
開業資金費	人件費、店舗等借入費、店舗等改修費、設備・看板設置費、知的財産権等関連経費、外注費、委託費、マーケティング調査費、備品購入費、広報宣伝費、その他市長が特に必要と認める経費	所得税法第229条の規定による開業の届出により新たに事業を開始した日又は法人の設立登記日から起算して1年以内	補助対象経費の1/3以内	100万円
運転資金費	販路開拓費、広報費、設備設置費、人材育成費、その他市長が特に必要と認める経費	所得税法第229条の規定による開業の届出により新たに事業を開始した日又は法人の設立登記日から起算して1年を経過した日から2年間	補助対象経費の1/2以内	30万円 ただし、国の創業・第二創業促進補助金の交付を受けた者は50万円とする。

※ 新たに事業を開始する以前に支出される創業に要する費用についても補助対象経費とすることができる。

別表第4(第7条関係)

区分	添付書類
法人事業者	1 法人登記事項証明書の写し
	2 事業計画書
	3 資金計画書
	4 認定支援機関確認書
	5 納税証明書
	6 許認可を必要とする業種の場合は、営業許可証の写し
	7 店舗等の賃貸契約書の写し
	8 改築、改修、設備整備等に係る見積書の写し
	9 その他市長が必要と認める書類
個人事業者	1 開業したことが証明できる書類の写し
	2 事業計画書
	3 資金計画書
	4 認定支援機関確認書
	5 納税証明書

	6 許認可を必要とする業種の場合は、営業許可証の写し
	7 店舗等の賃貸契約書の写し
	8 改築、改修、設備整備等に係る見積書の写し
	9 その他市長が必要と認める書類

別記様式第 1 号(第 7 条関係)

長門市創業支援事業費補助金交付申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 8 条関係)

長門市創業支援事業費補助金交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 8 条関係)

長門市創業支援事業費補助金不交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 9 条関係)

長門市創業支援事業費補助金変更交付申請書

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 9 条関係)

長門市創業支援事業費補助金変更交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 6 号(第 10 条関係)

長門市創業支援事業費補助金実績報告書

[別紙参照]

別記様式第 7 号(第 11 条関係)

長門市創業支援事業費補助金交付確定通知書

[別紙参照]

別記様式第 8 号(第 12 条関係)

長門市創業支援事業費補助金（概算）交付請求書

[別紙参照]